

働き方改革関連法の一環として
2019年4月1日から施行

「労働安全衛生法」が 改正されました！

2018年11月

 日本労働組合総連合会(連合)



改正のポイント

Point
1

すべての労働者（管理監督者含む）の
労働時間を適正に把握（義務）

- ▶ 働く者の勤怠管理は客観的で適正に！
- ▶ 産業医に、働く者の労働時間などの情報提供を！

Point
2

面接指導の基準を、
時間外・休日労働時間80時間超／月に引き下げ

- ▶ 労働者の申し出を受けた面接指導は、
これまでの月100時間から月80時間に引き下げ！

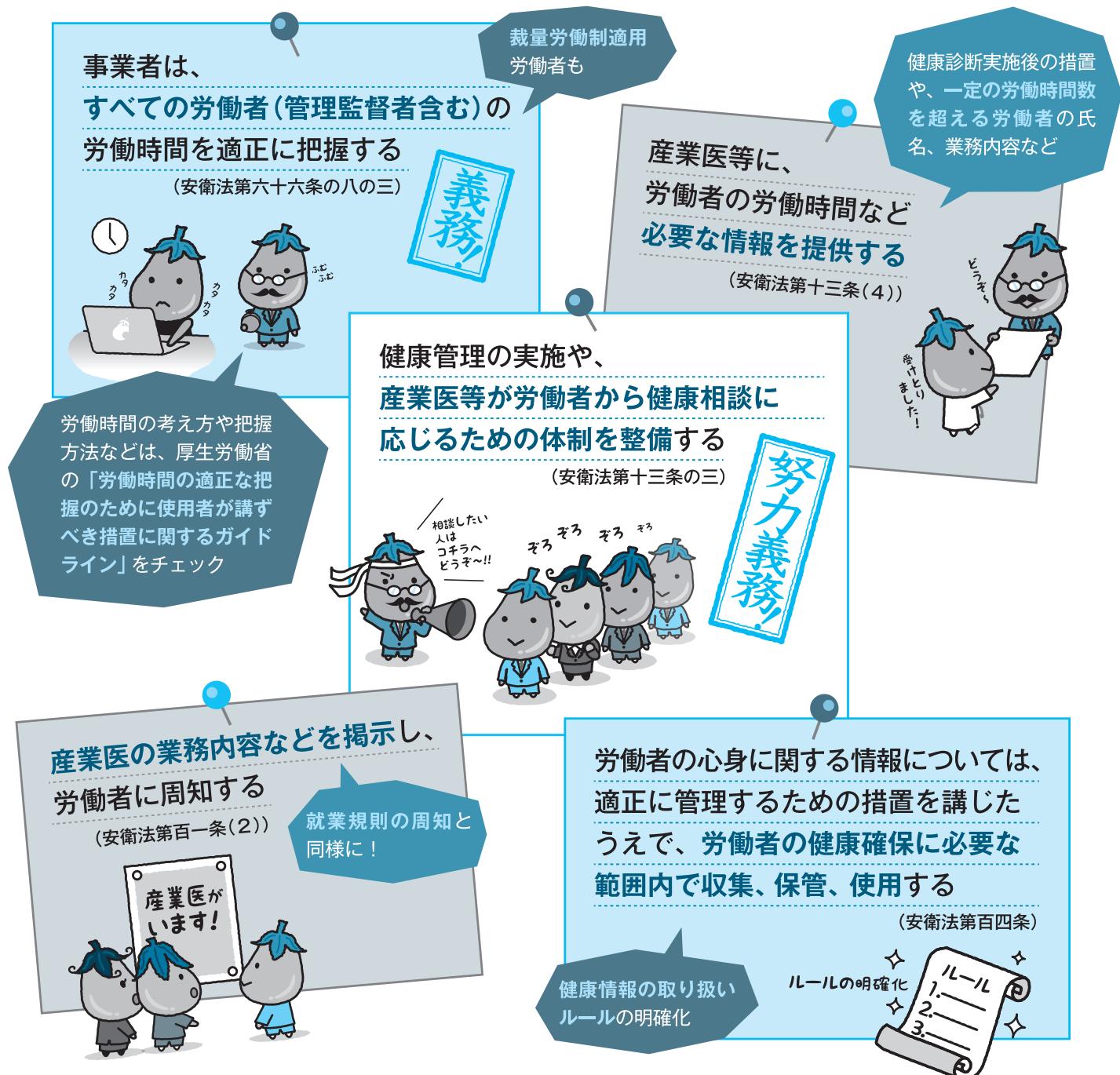
Point
3

労働者の健康確保のため、
産業医・産業保健機能の強化

- ▶ 産業医は、健康管理等を行うために必要な
医学に関する知識にもとづいて、誠実にその職務を実行！
- ▶ 事業者は、労働者が安心して産業医に
健康相談できる環境を整備！（努力義務）

具体的な改正内容①

労働者の健康管理を、適正に行える環境の整備



産業医の選任義務（安衛則第13条第1項）

	1～49人	50～999人	1,000～3,000人	3,001人以上
産業医の選任義務の別	選任義務なし (医師等による健康管理等の努力義務)	産業医 (嘱託可※)	産業医 (専属)	2人以上の産業医 (専属)

※ただし、有害業務に500人以上の労働者を従事させる事業場においては、専属の産業医の選任が必要

具体的な改正内容Ⅱ

産業医による「勧告」の強化

労働者の健康を確保する必要があるとき、産業医は事業者に必要な「勧告」を実施する
(安衛法第十三条(5))



産業医による勧告は、これまで「尊重」のみだったが、法改正で「尊重する義務」に

産業医の勧告を受けたとき、事業者は衛生委員会または安全衛生委員会に報告する
(安衛法第十三条(6))



具体的な改正内容Ⅲ

面接指導の基準を、時間外・休日労働時間「100時間超／月」から「80時間超／月」に引き下げ

事業者は、把握した労働時間をもとに、時間外・休日労働時間が月80時間を超えた労働者に対し、産業医等による面接指導を実施する
(安衛法第六十六条の八)

- ・労働者からの申し出を受けて
- ・月80時間は、1日4時間程度の残業に相当（月45時間超えが可能なのは、年間6カ月まで）

時間外・休日労働時間が月100時間を超えた「新たな技術、商品または、役務の研究開発に係る業務につく労働者」に、産業医等による面接指導を実施する
(安衛法第六十六条の八の四)



面接指導の結果に基づく措置について、不十分なものがあるなど、健康確保に必要があると認める場合は、産業医等が事業者に勧告
(安衛法第十三条(5))

長時間労働者に対する面接指導の流れ

長時間労働者への産業医の関与を強化し、産業医や医師による、労働者の健康管理や面接指導が確実に実施されるよう、**太文字部分**が変更されます。

事業者は、管理職を含むすべての労働者の労働時間を把握する（義務）

(安衛法第六十六条の八の三)

事業者は、産業医等に時間外・休日労働時間80時間超／月の労働者に関する情報を提供する（安衛法第十三条(4)・安衛則第十四条の二(1))

※80時間／月超に該当する人がいない場合も、産業医等に情報提供する

産業医等は、提供された労働時間などの情報をもとに、当該労働者に面接指導の申し出を推奨する（安衛法第十三条(4)(5))

時間外・休日労働時間80時間超／月の労働者が、事業者に面接指導を申し出る（安衛則第十四条の二(1)・第五十二条の三(2))

産業医等による面接指導の実施（安衛法第六十六条の八(1)(2))

事業者は、産業医等から労働者に必要な措置等に関する意見を聞く（安衛法第六十六条の八(4))

事業者は、産業医等の意見を踏まえて、必要な措置を実施（安衛法第六十六条の八(5))

事業者は、実施した措置の内容に関する情報を、産業医等に提供する

(安衛法第十三条(4)・安衛則第十四条の二(2))

措置内容が不十分など、労働者の健康確保の必要がある場合、産業医は事業者に勧告する（安衛法第十三条(5))

事業者は、産業医からの勧告内容を、衛生委員会または安全衛生委員会に報告する（安衛法第十三条(6))

面接指導等に関する公的な相談窓口

▶産業保健総合支援センター

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

産業保健総合支援センター

検索